



平成 20 年 2 月 13 日

各 位

会社名 株式会社船井財産コンサルタンツ
代表者名 代表取締役社長 平林 良仁
(コード番号 8929 東証マザーズ)
問合せ先 常務取締役 中塚 久雄
(TEL 03-5321-7020)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 2 月 13 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 20 年 3 月 23 日（日）開催予定の第 17 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- ①当社お客様の相続・遺言についてサポートおよびエリアカンパニー、エリアパートナーが信託契約代理店として活動するためのサポートを行うため、第 2 条（目的）に「信託契約代理業」を追加するものであります。
- ②株式取扱規則に「株主の権利行使の手続」を定めるため、第 9 条（株式取扱規則）に所要の変更を行うものであります。
- ③経営体制の強化のため、第 18 条（員数）を変更し、取締役の員数を 12 名以内とするものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 20 年 3 月 23 日（日）
定款変更の効力発生日	平成 20 年 3 月 23 日（日）

以 上

別紙

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所)

現行定款	変更案
<p>第2条 (目的)</p> <p>当社は、・・・・。</p> <ul style="list-style-type: none">・・・・ <p>19.</p> <p>(新 設)</p> <p><u>20.</u> 上記各号に附帯し関連する一切の業務</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p>	<p>第2条 (目的)</p> <p>当社は、・・・・。</p> <ul style="list-style-type: none">・・・・ <p>19.</p> <p><u>20. 信託契約代理業</u></p> <p><u>21.</u> 上記各号に附帯し関連する一切の業務</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料<u>ならびに株主の権利行使の手続きは</u>、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。</p>